

意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
1. 項目	地域医療支援システムによる薬剤処方に関する制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ケーブルテレビ事業者が展開している地域医療支援システムにおいて、デジタル・データ放送（STB）を通じて顧客への服薬支援を行っています。</p> <p>&lt;支援概要&gt;</p> <p>毎日、朝・昼・夕・深夜等に、どの薬をどの分量服用するかを画面に表示し、通院医療機関の予約状況とともにお知らせする。</p> <p>&lt;阻害状況について&gt;</p> <p>ケーブルテレビのデータ放送・インタラクティブ機能を活用して、以下支援の実施を希望していますが、規制のため困難な状況となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服薬指導・薬剤の販売授受等</li> </ul> <p>この支援により、遠隔地の住民や高齢者に優しいサービスが実現しますが、薬剤の情報提供・調剤・販売授与は当該薬局内で薬剤師が対面で行わなければならないという規制があることから、実現困難な状況となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した電子署名付きの処方箋の交付・薬剤の授受</li> </ul> <p>この支援が実現すれば、患者や薬剤師にとって利便性が格段に向上するのは明らかと思われませんが、薬剤の処方箋には医師の押印が必要であること、また上記規制があることにより、やはり実現が難しくなっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法施行規則第15の13
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>処方箋の交付、薬剤の服薬指導および販売授受に関して、責任の所在と交付書類の正当性は、ICT技術を利用した認証システムを導入することで十分に担保されると考えます。</p> <p>従って、より住民の利便性に資するよう、現行法の緩和を提案いたします。</p>